

企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴う
上場制度の見直しに係る「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一
部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	4
3. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	5
4. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	9
5. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	17

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(会社情報の開示) 第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において上場外国会社に対するこの項、次項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。 (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a～ak (略) <u>a1 財務上の特約（開示府令第19条第2項第12号の4に規定する財務上の特約をいう。以下同じ。）が付された金銭消費貸借契約（連結子会社との間で締結するものを除く。以下この項において同じ。）の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（連結子会社に対して発行するものを除く。以下この項において同じ。）の発行（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）</u> <u>am 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更</u> <u>an aから前amまでに掲げる事項のほか、当該</u>	(会社情報の開示) 第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において上場外国会社に対するこの項、次項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。 (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a～ak (略) (新設) (新設) <u>a1 aから前akまでに掲げる事項のほか、当該</u>

上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次に掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～r (略)

r の 2 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生

r の 3 (略)

s～w (略)

(3)～(7) (略)

2 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～q (略)

r 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（当該上場会社又は他の連結子会社との間で締結するものを除く。以下この項において同じ。）の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（当該上場会社又は他の連結子会社に対して発行する

上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次に掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～r (略)

(新設)

r の 2 (略)

s～w (略)

(3)～(7) (略)

2 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～q (略)

(新設)

<u>ものを除く。以下この項において同じ。）の発行（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）</u> <u>s 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更</u> <u>t a から前s までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u> (2) 上場会社の子会社等に次に掲げる事実のいずれかが発生した場合 a ～ k (略) <u>1 社債に係る期限の利益の喪失</u> <u>m 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生</u> <u>n a から前m までに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u> (3) (略) 付 則 1 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 改正後の第2条第1項第1号a m、同項第2号rの2、第2条第2項第1号s 及び同項第2号mの規定は、令和6年4月1日より前に締結された金銭消費貸借契約については、この改正規定施行の日から令和8年3月31日までの間は、適用しないことができる。	(新設) <u>r a から前q までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u> (2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実のいずれかが発生した場合 a ～ k (略) (新設) (新設) <u>1 a から前k までに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u> (3) (略)
---	--

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項) 第11条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに關し、当該支配株主との間に利害關係を有しない者による意見の入手を行うものとする。 (1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第1項第1号a（第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社等の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、d、fの2からhまで、jからnまで、rからuまで又はa j から <u>a n</u> までに掲げる事項（支配株主その他本所が定める者が關連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。） (2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第2項第1号aからeまで、gからkまで、n、o又は <u>r から t までに掲げる事項</u>（支配株主その他施行規則で定める者が關連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。） 2 (略) 付 則 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。	(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項) 第11条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに關し、当該支配株主との間に利害關係を有しない者による意見の入手を行うものとする。 (1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第1項第1号a（第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社等の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、d、fの2からhまで、jからnまで、rからuまで又はa j から <u>a 1</u> までに掲げる事項（支配株主その他本所が定める者が關連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。） (2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第2項第1号aからeまで、gからkまで、n、o又は <u>r の2に掲げる事項</u>（支配株主その他施行規則で定める者が關連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。） 2 (略)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) (略) <u>(10)の2 財務上の特約 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)第19条第2項第12号の4に規定する財務上の特約をいう。</u> (11)～(17) (略) (18) 第三者割当 <u>開示府令第19条第2項第1号フに規定する第三者割当をいう。</u> (19)～(41) (略) (会社情報の開示) 第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからawまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) a～at (略) <u>au 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約(連結子会社(連結財務諸表規則第2条第4号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。))と</u>	(定義) 第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) (略) (新設) (11)～(17) (略) (18) 第三者割当 <u>企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)第19条第2項第1号フに規定する第三者割当をいう。</u> (19)～(41) (略) (会社情報の開示) 第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからauまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) a～at (略) (新設)

の間に締結するものを除く。以下この条において同じ。）の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（連結子会社に対して発行するものを除く。以下この条において同じ。）の発行（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）

a v 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

a w a から前 a v までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次の a から a a までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ～ s (略)

s の 2 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生

t ～ a a (略)

(子会社等の情報の開示)

第 119 条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第 1 号に掲げる事項及び第 2 号に掲げる事実にあつては取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第 3 号 a に規定する法第 166 条第 2 項第 5 号に掲げる事項及び第 3 号 b に規定する法第 166 条第 2 項第 6 号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(新設)

a u a から前 a t までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次の a から a a までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ～ s (略)

(新設)

t ～ a a (略)

(子会社等の情報の開示)

第 119 条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第 1 号に掲げる事項及び第 2 号に掲げる事実にあつては取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第 3 号 a に規定する法第 166 条第 2 項第 5 号に掲げる事項及び第 3 号 b に規定する法第 166 条第 2 項第 6 号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次の a から v までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a ～ s （略）

t 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（当該上場会社又は他の連結子会社との間で締結するものを除く。以下この条において同じ。）の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（当該上場会社又は他の連結子会社に対して発行するものを除く。以下この条において同じ。）の発行（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む）

u 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

v a から前 u までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 上場会社の子会社等に次の a から n までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ～ k （略）

l 社債に係る期限の利益の喪失

m 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生

n a から前 m までに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次の a から t までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a ～ s （略）

(新設)

(新設)

t a から前 s までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 上場会社の子会社等に次の a から 1 までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ～ k （略）

(新設)

(新設)

1 a から前 k までに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) (略)

(3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第118条第1号a v、同条第2号sの2、第119条第1号u及び同条第2号mの規定は、令和6年4月1日より前に締結された金銭消費貸借契約については、この改正規定施行の日から令和8年3月31日までの間は、適用しないことができる。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係 （1）第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>n</u>で掲げる区分に応じ当該aから<u>n</u>で定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。 <u>a 第1号aに掲げる事項</u> <u>次の（a）又は（b）のいずれかに該当すること。</u> <u>（a） 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（上場外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、次の（b）に規定する場合、株主割当て（優先出資者割当てを含む。）による場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。</u> <u>（b） 当該上場会社又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権（以下この（b）にお</u>	1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係 （1）第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>1</u>までに掲げる区分に応じ当該aから<u>1</u>までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。 <u>a 第1号aに掲げる事項</u> <u>会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（上場外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当て（優先出資者割当てを含む。）による場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴い発行する場合を除く。</u>

いて「株式等」という。)を割り当てる場合において、次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の総数が当該株式等の割当日の属する事業年度の直前の事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式(自己株式を除く。)の総数の100分の1未満であると見込まれること。

ロ 当該株式等の割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額が1億円未満であると見込まれること。

b・c (略)

d 第1号kに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額(連結財務諸表における資本金の額をいう。以下1.(1)及び2.(1)において同じ。)とのいずれか少くない金額の10

b・c (略)

d 第1号kに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額(連結財務諸表における資本金の額をいう。以下1.(1)及び2.(1)において同じ。)とのいずれか少くない金額の10

0分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(ロ) (略)

ロ (略)

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の
(イ) 又は (ロ) に掲げる場合においては、当該 (イ) 又は (ロ) のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己

0分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(ロ) (略)

ロ (略)

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の
(イ) 又は (ロ) に掲げる場合においては、当該 (イ) 又は (ロ) のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

株式を除く。)の総数の100分の5以下
であること。

(ロ) (略)

ロ (略)

e～l (略)

m 第1号a lに掲げる事項

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当
該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末
日における連結純資産額の100分の10に相当
する額未満であること。

n 第1号a mに掲げる事項

(a) 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約
の弁済期限の変更又は財務上の特約が付され
た社債の償還期限の変更を行う場合

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又
は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計
年度の末日における連結純資産額の100分
の10に相当する額未満であること。

(b) 財務上の特約の内容の変更を行う場合

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は
当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度
の末日における連結純資産額の100分の10
に相当する額未満であること。

ロ 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由
の発生があった場合の効果に照らして軽微であ
ること。

(1) の2 (略)

(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項
第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからkま
でに掲げる区分に応じ当該aからkまでに定めるこ
ととする。ただし、IFRS任意適用会社について
は、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～i (略)

(ロ) (略)

ロ (略)

e～l (略)

(新設)

(新設)

(1) の2 (略)

(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項
第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiま
でに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めるこ
ととする。ただし、IFRS任意適用会社について
は、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～i (略)

約の弁済期限又は財務上の特約が付された社債の償還期限の変更を行う場合

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 財務上の特約の内容の変更を行う場合

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

ロ 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微であること。

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからjまでに掲げる区分応じ当該aからjまでに定めることとする。ただし、第2条第1項第1号1に規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～h (略)

i 第2号1に掲げる事実

当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

j 第2号mに掲げる事実

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

付 則

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分応じ当該aからhまでに定めることとする。ただし、第2条第1項第1号1に規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～h (略)

(新設)

(新設)

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

別添 四半期財務諸表等の作成基準

(四半期財務諸表等の作成)

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

(1) (略)

(2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い(連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。)は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
財務諸表等規則ガイドライン149-3	前事業年度の財務諸表	前会計期間(前事業年度又は前四半期会計期間をいう。)の財務諸表
	前事業年度の注記	前会計期間(前事業年度又は前四半期会計期間をいう。)の注記
	(略)	(略)
	事業年度の末日までの	当四半期会計期間が属

別添 四半期財務諸表等の作成基準

(四半期財務諸表等の作成)

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

(1) (略)

(2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い(連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。)は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
財務諸表等規則ガイドライン149-3	前事業年度	前会計期間(前事業年度又は前四半期会計期間をいう。)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
	事業年度の末日までの	「当四半期会計期間が

		期間に対応した内容	する事業年度の末日までの期間に対応した内容
(略)			
(3)・(4) (略)			
2	(略)		

		期間に対応した内容	属する事業年度の末日までの期間に対応した内容
(略)			
(3)・(4) (略)			
2	(略)		

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この施行規則において「F—A d v i s e r」、「F—Q S」、「M S C B等」、「外国株預託証券等」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「監査報告書等」、「国際会計基準」、「コーポレート・ファイナンス助言業務」、「<u>財務上の特約</u>」、「指定振替機関」、「上場外国会社」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場内国会社」、「上場有価証券」、「新規上場申請者」、「第三者割当」、「担当F—A d v i s e r」、「担当会社」、「担当上場会社」、「特定証券情報」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、「特定投資家向け売付け勧誘等」、「特定投資家向け取得勧誘」、「特定取引所金融商品市場」、「特別利害関係者等」、「取引所府令」、「日本会計基準」、「発行者情報」、「半期報告書」、「非上場逆さ合併」、「米国会計基準」、「法」、「募集株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」及び「流動性プロバイダー」とは、それぞれ特例第2条に規定するF—A d v i s e r、F—Q S、M S C B等、外国株預託証券等、株券等、株式事務代行機関、監査報告書等、国際会計基準、コーポレート・ファイナンス助言業務、<u>財務上の特約</u>、指定振替機関、上場外国会社、上場会社、上場株券等、上場債券、上場内国会社、上場有価証券、新規上場申請者、第三者割当、担当会社、担当F—A d v i s e r、担当上場会社、特定証券情報、特定上場有価証券、特定投資家、特定投資家向け売付け勧誘等、特定投資家向け取得勧誘、特定取引所金融商品市場、特別利害関係者等、取引所府令、日本会計基準、発行者情報、半期報告書、非上場逆さ合併、米国会計基準、法、募集株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書及び流動性プロバイダーをいう。	(定義) 第2条 この施行規則において「F—A d v i s e r」、「F—Q S」、「M S C B等」、「外国株預託証券等」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「監査報告書等」、「国際会計基準」、「コーポレート・ファイナンス助言業務」、「指定振替機関」、「上場外国会社」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場内国会社」、「上場有価証券」、「新規上場申請者」、「第三者割当」、「担当F—A d v i s e r」、「担当会社」、「担当上場会社」、「特定証券情報」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、「特定投資家向け売付け勧誘等」、「特定投資家向け取得勧誘」、「特定取引所金融商品市場」、「特別利害関係者等」、「取引所府令」、「日本会計基準」、「発行者情報」、「半期報告書」、「非上場逆さ合併」、「米国会計基準」、「法」、「募集株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」及び「流動性プロバイダー」とは、それぞれ特例第2条に規定するF—A d v i s e r、F—Q S、M S C B等、外国株預託証券等、株券等、株式事務代行機関、監査報告書等、国際会計基準、コーポレート・ファイナンス助言業務、指定振替機関、上場外国会社、上場会社、上場株券等、上場債券、上場内国会社、上場有価証券、新規上場申請者、第三者割当、担当会社、担当F—A d v i s e r、担当上場会社、特定証券情報、特定上場有価証券、特定投資家、特定投資家向け売付け勧誘等、特定投資家向け取得勧誘、特定取引所金融商品市場、特別利害関係者等、取引所府令、日本会計基準、発行者情報、半期報告書、非上場逆さ合併、米国会計基準、法、募集株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書及び流動性プロバイダーをいう。

(決定事実に係る軽微基準)

第108条 特例第118条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 特例第118条第1号aに掲げる事項

次のa又はbのいずれかに該当すること。

a 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集の払込金額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること（特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、この号に定める軽微基準に該当するものを含む。）。ただし、次のbに規定する場合、株主割当（優先出資者割当を含む。）による場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。

b 当該上場会社又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権（以下このbにおいて「株式等」という。）を割り当てる場合においては、次の（a）又は（b）のいずれかに該当すること。

（a） 当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の総数が当該株式等の割当日の属する事業年度の直前の事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行

(決定事実に係る軽微基準)

第108条 特例第118条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 特例第118条第1号aに掲げる事項

会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集の払込金額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること（特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、この号に定める軽微基準に該当するものを含む。）。ただし、株主割当（優先出資者割当を含む。）による場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。

済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の1未満であると見込まれること。

(b) 当該株式等の割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額が1億円未満であると見込まれること。

(2) ・ (3) (略)

(4) 特例第118条第1号rに掲げる事項

a 業務上の提携を行う場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。）とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の5以下であると見込まれること。

ロ (略)

(b) (略)

(2) ・ (3) (略)

(4) 特例第118条第1号rに掲げる事項

a 業務上の提携を行う場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。）とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

ロ (略)

(b) (略)

b 業務上の提携の解消を行う場合

次の（a）及び（b）に掲げるもののいずれにも該当すること。

（a） 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあつては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあつては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の5以下であること。

ロ （略）

（b） （略）

（5）～（12）（略）

（13） 特例118条第1号a uに掲げる事項

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること

（14） 特例118条第1号a vに掲げる事項

b 業務上の提携の解消を行う場合

次の（a）及び（b）に掲げるもののいずれにも該当すること。

（a） 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあつては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあつては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ （略）

（b） （略）

（5）～（12）（略）

（新設）

（新設）

a 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更又は財務上の特約が付された社債の償還期限の変更を行う場合

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

b 財務上の特約の内容の変更を行う場合

次の（a）又は（b）のいずれかに該当すること。

（a） 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

（b） 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微であること。

2 （略）

（発生事実に係る軽微基準）

第109条 特例第118条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

（1）～（9） （略）

（10） 特例第118条第2号sに掲げる事実

当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

（11） 特例第118条第2号sの2に掲げる事実

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

2 （略）

（子会社等の決定事実に係る軽微基準）

2 （略）

（発生事実に係る軽微基準）

第109条 特例第118条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

（1）～（9） （略）

（新設）

（新設）

2 （略）

（子会社等の決定事実に係る軽微基準）

第111条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号sに規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとする。

(1)～(16) (略)

(17) 特例第119条第1号tに掲げる事項

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(18) 特例第119条第1号u掲げる事項

a 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限又は財務上の特約が付された社債の償還期限の変更を行う場合

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

b 財務上の特約の内容の変更を行う場合

次の(a)又は(b)のいずれかに該当すること。

(a) 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微であること。

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第112条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号sに規定する

第111条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号sに規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとする。

(1)～(16) (略)

(新設)

(新設)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第112条 特例第119条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、特例第118条第1号sに規定する

上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）
については、当取引所が定めるところによるものとする。

（１）～（８） （略）

（９） 特例第１１９条第２号１に掲げる事実

当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の
末日における連結純資産額の１００分の１０に相当
する額未満であること。

（１０） 特例第１１９条第２号mに掲げる事実

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額が直前連
結会計年度の末日における連結純資産額の１００分
の１０に相当する額未満であること。

付 則

- この改正規定は、令和７年４月１日から施行する。
- 改正後の別記第３号様式及び別記第４号様式は、令和７年３月３１日以後に終了する連結会計年度又は事業年度に係る特定証券情報及び発行者情報について適用し、同日前に終了する連結会計年度又は事業年度に係る特定証券情報及び発行者情報については、なお従前の例による。

別記第３号様式

特定証券情報

第一部 （略）

第二部 【企業情報】

第１・第２ （略）

第３ 【事業の状況】

１～４ （略）

５ 【重要な契約等】（４４）

６・７ （略）

第４～第８ （略）

第三部～第五部 （略）

（記載上の注意）

上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）
については、当取引所が定めるところによるものとする。

（１）～（８） （略）

（新設）

（新設）

別記第３号様式

特定証券情報

第一部 （略）

第二部 【企業情報】

第１・第２ （略）

第３ 【事業の状況】

１～４ （略）

５ 【経営上の重要な契約等】（４４）

６・７ （略）

第４～第８ （略）

第三部～第五部 （略）

（記載上の注意）

(1) ～ (43) (略)

(44) 重要な契約等

a・b (略)

c 連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

d・e (略)

f 発行者の株主（当該発行者の完全親会社（会社法第847条の2第1項に規定する完全親会社をいう。）を除く。次のgにおいて同じ。）と当該発行者（当該発行者が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該発行者又はその連結子会社。以下このfにおいて同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該発行者における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該発行者の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該発行者の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(1) ～ (43) (略)

(44) 経営上の重要な契約等

a・b (略)

c 連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から特定証券情報の公表日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

d・e (略)

(新設)

(b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c) 当該発行者の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g 発行者の株主と当該発行者との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第27条の23第1項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該発行者における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(新設)

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該株主による当該発行者の株式の譲渡その他の処分について当該発行者の事前の承諾を要する旨の合意

(b) 当該株主が当該発行者との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該発行者の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。次の(c)において同じ。）を超えて当該発行者の株式を保有することを制限する旨の合意

(c) 当該発行者による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d) 当該契約が終了した場合に、当該発行者が当該株主に対しその保有する当該発行者の株式を

当該発行者（当該発行者が指定する者を含む。）

に売り渡すことを請求することができる旨の合意

h 発行者が財務上の特約その他当該発行者の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が財務上の特約その他当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあつては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあつては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

（a） これらの特約が付された金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、次に掲げる事項

i 連結子会社が金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ii 金銭消費貸借契約の締結をし、又はこれらの特約が付された年月日

iii 金銭消費貸借契約の相手方の属性

iv 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

(新設)

<u>v これらの特約の内容</u> <u>(b) これらの特約が付された社債の発行をしている場合には、次に掲げる事項</u> <u>i 連結子会社が社債の発行をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名</u> <u>ii 社債の発行をし、又はこれらの特約が付された年月日</u> <u>iii 社債の期末残高及び償還期限並びに社債に付された担保の内容</u> <u>iv これらの特約の内容</u> (45)～(84) (略) 別記第4号様式 発行者情報 第一部 【企業情報】 第1・第2 (略) 第3 【事業の状況】 5 【重要な契約等】(20) 第4～第8 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(19) (略) (20) <u>重要な契約等</u> 第3号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。 (21)～(58) (略)	(45)～(84) (略) 別記第4号様式 発行者情報 第一部 【企業情報】 第1・第2 (略) 第3 【事業の状況】 5 <u>【経営上の重要な契約等】(20)</u> 第4～第8 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(19) (略) (20) <u>経営上の重要な契約等</u> 第3号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。 (21)～(58) (略)
---	---